

教 職 専 門 科 目 道 徳 教 育 の 研 究

鈴 木 龍 三

このテーマは才一部道徳の時間が特設されるにいたるまでの文部行政の推移、才二部道徳教育についての論議、才三部道徳指導書と現場における道徳の時間の実態の三部よりなり本稿はその才一部である。

第 一 部

道徳の時間が特設されるにいたるまでの文部行政の推移

昭和三十四年七月二十五日文部省令才二十号で教育職員免許法施行規則の一部改正が行われて、

才六条 免許法才五条別表才一に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する専門科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

とし、

教職に関する 専門科目 免許状の種類	最 低 修 得 単 位 数							
	教育原理	教育心理学, 児童心理学	教育心理学, 青年心理学	教材研究	教科教育法	保育内容 の研究	道徳教育 の研究	教育実習
小 学 校 教 諭	一級 普免	4	4		16		2	4
	二級 普免	2	2		12		1	4
中 学 校 教 諭	一級	3		3		3	2	2
	二級	(2)		(2)		(2)	(1)	(1)
高 等 学 校 教 諭	一級	2		2		2	1	2
	二級	(2)		(2)		(1)		
幼 稚 園 教 諭	一級	3		3		3		2
	二級	(2)		(2)		(2)		(1)
幼 稚 園 教 諭	一級	3		3		3		2
	二級	(2)		(2)		(2)		(1)
幼 稚 園 教 諭	一級	4	4			12		4
	二級	2	2			8		4

となつた。そして、この表を説明する備考一項より十項も二項に二が加えられ、

二の二 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「道徳教育の研究」は、小学校及び中学校の教育を中心とするものとする。

と規定された。この免許法施行規則の一部改正の理由は、言うまでもなくその前年昭和三十三年九月一日に学校教育法施行規則が次のように一部改正をみたからである。

才二十四条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数理科、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科並びに道徳、特別教育活動及び学校行事等によつて編成するものとする。

2 私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて前項の道徳に代えることができる。

才五十三条 中学校の教育課程は、必修教科、選択教科、道徳、特別教育活動及び学校行事等によつて編

成するものとする。(二項三項は略)

しかし、この改正は末尾の附則才一項として、

この省令(※1)は、昭和三十三年九月一日から施行する。ただし、小学校の教育課程(道徳に係る部分を除く。以下中学校の教育課程について同じ。)については改正後の才二十四条から才二十五条の二まで及び才七十三条の十二の規定にかかわらず、昭和三十六年三月三十一日まで、中学校の教育課程については、改正後の才五十三条、才五十四条、才五十五条で準用する才二十五条及び才二十五条の二並びに才七十三条の十二の規定にかかわらず、昭和三十七年三月三十一日まで、別に定めるもののほか、なお従前の例(※2)による。

と規定された。即ち小学校中学校の教育課程の改正による全面実施はその後移行措置をとりながら三十六年度より中学校については同じく移行措置をとりながら三十七年度からとなつたが、道徳については公布の日から実施という法的措置がこうせられ、その名称についても文部省初等中等教育局長は、本条(※3)才一項の規定は、教

育課程を編成する場合において、道徳についてはその名称をもつて編成することを定めたものであるから、生徒に示す日課表（週間の時間割表）においても、道徳の名称を用いるべきであると説明した。かくて、小中学校における教育課程には道徳がその名称のままに、しかも一般教科とは異質的な配慮のもとに特設されたわけであるが、これは灘尾文相のときであつて、昭和二十五年十一月天野文相が教育課程審議会に対し道徳教育の科目の特設について諮問して以来、紆余曲折 難航実に七年九ヶ月にして漸く日のめをみたものであつて、この間歴代内閣の文教政策とこれを推進する文部行政の大きな焦点は例外なく道徳教育の振興を強調しそれが具体化は道徳教

育のための独立教科を設けることによつて達成されると考える点で一致しておつたのであるから、例え独立教科としての性格はゆがめられたとしても道徳の時間が教育課程の中に特設されるにいたつたということは、文教政策上の、又文部行政上の重要課題を解決したものとして大きな成功と言わなくてはならない。

この小論は、道徳の時間がかく特設されるにいたるまでの事情を文部行政の上を探りながら、道徳教育の問題が戦後どのような形で展開していつたかをみようとするものである。今、その便宜のために、戦後における歴代文相と道徳教育に関連をもつ事項を一表にまとめて文部行政の推移を分りやすくしておこう。

代	文相氏名	その在任期	関連事項
1	前田多門	20.8.18~21.1	昭20.12 (G・H・Q修身、歴史、地理の授業の停止とその教科書の収集破棄、新教科書の作成を命令) 21.1 (終戦翌年頭ニ於ケル詔書) 21.1 (昭和21.1月1日ノ詔書ニ関スル訓令)
2	安倍能成	21.1~21.5	21.1 (米国教育視察団来朝) 21.3 (米国教育視察団報告書を発表)
3	田中耕太郎	21.5~22.1	21.8 (教育刷新委員会※4発足 昭24教育刷新審議会と改称) 21.10 (文部省教育勅語をもつて教育の唯一の淵源とする考え方を否定—教育勅語、詔書などの式日奉読廃止を通牒) 21.11 (日本国憲法公布、昭22.5全法施行)
4	高橋誠一郎	22.1~22.5	22.3 (学校教育法、教育基本法公布) 22.5 (学習指導要領〔社会科篇〕なる 22.9 社会科授業開始)
5	片山哲	22.5~22.6	
6	森戸辰男	22.6~23.10	23.5 (衆参両院教育勅語失効を議決※5) 23.6 (衆参両院教育勅語等排除決議※6)
7	下条康麿	23.10~24.2	
8	高瀬荘太郎	24.2~25.5	24.7 (教育委員会法公布) 24.7 (中学校、高等学校生徒指導書発行)
9	天野貞祐	25.5~27.8	25.9 (才二次米国教育視察団報告書を発表) 25.10 (文部省、国民の祝日には国旗掲揚、君が代斉唱も望ましい旨通達※7) 25.11 (文相、教育課程審議会に対して道徳教育の科目の特設につき諮問) 26.1 (教育課程審議会、道徳教育振興の基本方策に関して文相に特設反対を答申) 26.4 (文部省、教育課程審議会の答申にもとずき修身科を設けず道徳教育のための手引を作成する旨決定) 26.5 (道徳教育手引書要綱〔小学校〕を発表続いて〔中、高校〕を発表) 26.11 (文相、世論の反対で〔国民道徳実践要項〕をひつこめる) 27.2 (高校に倫理科設置の構想をのべる)

10・11	岡野清豪	27.8~27.10 27.10~28.5	27.8 (吉田首相、新政策の大綱を指示、道徳教育強調) 27.8 (文相、社会科の改訂、修身復活、地理、歴史科の独立を言明) 27.11 (吉田首相、施政方針演説、新教育制度を再検討、愛国心と道義の高揚をはかる旨言明) 27.12 (文相、社会科の改善特に地理、歴史、道徳教育について教育課程審議会に諮問)
12	大達茂雄	28.5~29.12	28.6 (文相、文教改革の基本表明、道徳教育の拡充意図を明らかにする) 28.8 (教育課程審議会、社会科の改善特に道徳教育、地理、歴史の教育について答申—道徳教育のための独立教科を否定)
13	安藤正純	29.12~30.3	30.2 (文相、記者会見で社会科を改訂して天皇のあり方を強調したいと語る) 30.3 (小学校社会科改訂につき大臣談話を発表、天皇、祝祭日等を強調する)
14	松村謙三	30.3~30.11	30.8 (文相、道義論を強調する)
15	清瀬一郎	30.11~31.12	31.3 (文相道徳教育を主眼に小中学校の教育課程を教育課程審議会に諮問) ・文相 (紀元節復活の意志を表明、荒木元文相ラジオで教育勅語を礼賛文相これを支持) ・文相 (皇居遙拝やつてもよいと言明、高知県藤原小学校で紀元節式典を行い問題化) ・文相 (閣議で教委の許可があれば紀元節式典も差支ないと発言、了承) 31.10 (文部省全国校長協議会を開き、文相愛国心など道徳教育の強化を説く)
16	灘尾弘吉	31.12~32.7	32.2 (石橋内閣で岸首相代理国会で施政方針演説を行い科学振興と国民道義の確立について語る、尚自民党総務会紀元節復活を決定、歴史教育協議会紀元節復活反対を声明)
17	松永東	32.7~33.4	32.8 (文相独立教科として新しい修身科をおきたいと言明) 32.9 (教育課程審議会に諮問—道徳教育の時間を特設したいと内藤初等中等教育局長が文部省案を説明) 32.11 (教育課程審議会、道徳教育の時間特設を決定) 32.12 (教育課程審議会长日高才四部道徳教育の基本的方針は教育基本法の本質によると談話を発表) 32.12 (教材等調査研究会に道徳小委員会を設置) 33.3 (道徳小委員会、審議会に結論を報告) 33.3 (教育課程審議会、小中学校教育課程の改訂を答申) 33.3 (文部省、教師用手引として道徳小委員会でもまとめた指導内容〔道徳実施要綱〕を傳達) 33.3 (道徳連絡協議会を開いて全国教委指導主事に内容を説明)
18	灘尾弘吉	33.6~33.12	33.8 (学校教育法施行規則の一部を改正し道徳の時間特設を義務づける。学習指導要領〔道徳篇〕を官報に告示) 33.9 (東京、仙台、奈良、別府等における道徳教育講習会は烈しい妨害にあう)



道徳教育の問題は昭和二十年十二月にG. H. Qの次の指令により「修身科」の授業が停止されたことによつて、道徳教育の時間が生徒の日課表から除かれ、新しい道徳を内容とする「社会科」が昭和二十二年十月に誕生するまで教科としての道徳の指導が空白となつたときからはじまるが、そのG. H. Qの指令とは以下の如くで

あつた。

○修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル件

(昭和二十年十二月三十一日 連合国軍最高司令官総司令部参謀副官才八号民間情報教育部ヨリ終戦連絡中央事務局經由日本帝國政府宛電書)

一 昭和二十年十二月十五日附指令才三号国家神道及び教義ニ対スル政府ノ保障ト支援ノ撤廃ニ関スル民間情報教育部ノ基本的指令ニ基キ且日本政府ガ軍国

主義的及び極端な国家主義的觀念ヲ或ル種ノ教科書ニ執拗ニ織込シテ生徒ニ課シ(※8)カカル觀念ヲ生徒ノ頭腦ニ植込マシメガ爲メニ教育ヲ利用セルニ鑑ミ茲ニ左ノ如キ指令ヲ發スル

(イ) 文部省ハ囊ニ官公私立学校ヲ含ム一切ノ教育施設ニ於テ使用スベキ修身、日本歴史及ビ地理ノ教科書及ビ教師用参考書ヲ發行シ又ハ認可セルモコレヲ修身、日本歴史及ビ地理ノ総テノ課程ヲ直チニ中止シ司令部ノ許可アル迄再ビ開始セザルコト

(ロ) 文部省ハ修身、日本歴史及ビ地理夫々特定ノ学科ノ教授法ヲ指令スル所ノ一切ノ法令、規則又ハ訓令ヲ直チニ停止スルコト

(ハ) 文部省ハ本覚書附則(イ)ニ摘要セル方法ニ依リテ処置スル爲メニ(イ)ニ依リ影響ヲ受クベキアリュル課程及ビ教育機関ニ於テ用ヒル一切ノ教科書及ビ教師用参考書ヲ蒐集スルコト

(ニ) 文部省ハ本覚書附則(ロ)ニ摘要セル措置ニ依リテ本覚書ニ依リ影響ヲ受クベキ課程ニ代リテ挿入セラルベキ代行計画面案ヲ立テ之ヲ司令部ニ提出スルコト之等代行計画ハ茲ニ停止セラレタル課程ノ再開ヲ司令部ガ許可スル迄続イテ実施セラルベキコト

(ホ) 文部省ハ本覚書附則(ハ)ニ摘要セル措置ニ依リ修身、日本歴史及ビ地理ニ用フベキ教科書ノ改訂案ヲ立テ司令部ニ提出スベキコト

二 本指令ノ条項ニ依リ影響ヲ受クベキ日本政府ノ総テノ官吏、下僚、僱員及ビ公私立学校ノ総テノ教職員ハ本指令ノ条項ノ精神並ニ字句ヲ遵守スル責任ヲ自ラ負フベキコト

この覚書は一の前文で示す通りわが国の軍国主義的及び極端な国家主義的イデオロギーを早急に排除するにあつたが、この軍国主義的及び極端な国家主義的イデオロギーとは何かについては、この覚書のでる半月前に出された次の覚書があつた。

○国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廢止ニ関スル件

(昭和二十年十二月十五日 連合国軍最高司令官總司令部參謀副官才三號〔民間情報教育部〕終戦連絡中央事務局經由日本政府ニ対スル覚書)

この覚書はその二の(ハ)項として、

本指令中ニ用ヒラレテキル軍国主義的乃至過激ナル国家主義的「イデオロギー」ナル語ハ、日本ノ支配ヲ以下ニ掲ゲル理由ノモトニ他国民乃至他民族ニ及ボサントスル日本ノ使命ヲ擁護シ或ハ正当化スル教へ、信仰、理論ヲ包含スルモノデアル

(1) 日本ノ天皇ハソノ家系、血統或ハ特殊ナル起源ノ故ニ他國ノ元首ニ優ルトスル主義

(2) 日本ノ国民ハソノ家系、血統或ハ特殊ナル起源ノ故ニ他國民ニ優ルトスル主義

(3) 日本ノ諸島ハ神ニ起源ヲ發スルガ故ニ或ハ特殊ナル起源ヲ有スルガ故ニ他國ニ優ルトスル主義

(4) ソノ他日本國民ヲ欺キ侵略戦争ヘ驅リ出サシメ或ハ他國民ノ論争ノ解決ノ手段トシテ武力ノ行使ヲ謳歌セシメルニ至ラシメルガ如キ主義

と四項目を列举しその代表教科として修身、歴史、地理の授業停止の措置が、この覚書の三に、「日本帝国政府ハ一九四六年(※9)三月十五日迄ニ本司令部ニ対シテ本指令ノ各条項ニ從ツテ取ラレタル諸措置ヲ詳細ニ記述セル総括的報告ヲ提出スベキモノナルコト」とあるにも拘らずなされたことは一刻もゆるがせにすることの出来ぬ喫緊のこととの配慮によるものと思われる。この覚書の意図を鮮明にするためには当時の国民学校令(※10)施行規則オ一章オ二節教科及科目についてその要旨をみるのが一番てつとり早いように思われるので次にかかげてみよう。

オ二条 国民科ハ我が國ノ道德、言語、歴史、国土國勢等ニ付テ習得セシメ特ニ國體ノ精華ヲ明ニシテ國民精神ヲ涵養シ皇國ノ使命ヲ自覺セシムルヲ以テ要旨トス皇國ニ生レタル喜ヲ感ゼシメ敬神、奉公ノ真義ヲ体得セシムベシ我が國ノ歴史、国土ガ優秀ナル國民性ヲ育成シタル所以ヲ知ラシムルト共ニ我が國文化ノ特質ヲ明ニシテ其ノ創造發展ニカムルノ精神ヲ養フベシ

他教科ト相俟チテ政治、經濟、国防、海洋等ニ関スル事項ノ教授ニ留意スベシ

オ三条 国民科修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キテ國民道德ノ実践ヲ指導シ兒童ノ徳性ヲ養ヒ皇國ノ道義的使命ヲ自覺セシムルモノトス

初等科ニ於テハ近易ナル実践ノ指導ヨリ始メ道德的情操ヲ涵養シ具體的事實ニ即シテ國民道德ノ大要ヲ會得セシムベシ高等科ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ括メテ一層之ガ徹底ヲ期シ特ニ職分ヲ通ジテ公ニ奉ズルノ覺悟ヲ鞏固ナラシムベシ女兒ニ對シテハ特ニ婦徳ノ涵養ニ留意スベシ

祭祀ノ意義ヲ明ニシ敬神ノ念ヲ涵養スルニカムベシ我が國ノ政治、經濟及国防ガ國體ニ淵源スル所以ヲ會得セシメ立憲政治ノ精神、産業ト經濟トノ國家的意義及国防ノ本義ヲ明ニシテ遵法、奉公ノ精神ヲ涵養スベシ礼法ノ実践ヲ指導シ礼ノ精神ヲ會得セシムルト共ニ公衆道德ニ付テ適切ナル指導ヲ為シ品位ノ向上ニカムベシ

躰ヲ重シ善良ナル習慣ヲ養フニカムベシ

オ四条 国民科國語ハ日常ノ國語ヲ習得セシメ其ノ理會力ト發表力トヲ養ヒ國民的思考感動ヲ通ジテ國民

精神ヲ涵養スルモノトス 以下略

オ五条 国民科歴史ハ我が国ノ歴史ニ付テ其ノ大要ヲ
會得セシメ皇國ノ歴史的使命ヲ自覺セシムルモノト
ス 初等科ニ於テハ肇國ノ宏遠、皇統ノ無窮、歴代
天皇ノ鴻業、忠良賢哲ノ事蹟、挙國奉公ノ史実等ニ
即シテ皇國發展ノ跡ヲ知ラシムベシ
高等科ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ拓メ國運ノ隆昌、文化
ノ發展ガ肇國ノ精神ノ顯現ナル所以ヲ會得セシムル
ト共ニ諸外國トノ歴史的關係ヲ明ナラシムベシ
國史ノ時代的様相ニ留意シテ一貫セル肇國ノ精神ヲ
具體的ニ感得把握セシムベシ 以下略

オ六条 国民科地理ハ我が國土國勢及諸外國ノ情勢ニ
付テ其ノ大要ヲ會得セシメ國土愛護ノ精神ヲ養ヒ東
亞及世界ニ於ケル皇國ノ使命ヲ自覺セシムルモノト
ス 以下略

と規定されてあつては、G. H. Qの指令が日本側の施策
を待つまでもなく緊急措置をとらざるを得なかつたこと
がうかがわれるのであるが更に、次のG. H. Qの指令を
みれば、この間の事情が一層はつきり知られるように思
われる。

○日本教育制度ニ対スル管理政策

(昭和二十年十月二十二日 連合軍最高司令部ヨリ終
戦連絡中央事務局經由日本帝國政府ニ対スル覚書)

一 日本新内閣ニ対シ教育ニ関スル占領ノ目的及政策
ヲ充分ニ理解セシムル連合軍最高司令部ハ茲ニ左
ノ指令ヲ發スル

A 教育内容ハ左ノ政策ニ基キ批判的ニ檢討、改訂、
管理セラルベキコト

(1) 軍國主義的及ビ極端ナル國家主義的イデオ
ロギーノ普及ヲ禁止スルコト、軍事教育ノ学科
及ビ教練ハ凡テ廢止スルコト

(2) 議會政治、國際平和、個人ノ權威ノ思想及集
會、言論、信教ノ自由ノ如キ基本的人權ノ思想
ニ合致スル諸概念ノ教授及實踐ノ確立ヲ奨励ス
ルコト

B 略

C 教育過程ニ於ケル技術的内容ハ左ノ政策ニ基キ
批判的ニ檢討、改訂、管理セラルベキコト

(1) 急迫セル現情ニ鑑ミ一時的ニ其ノ使用ヲ許サ
レテキル現行ノ教科目、教科書、教授指導書ソ
ノ他ノ教材ハ出來得ル限り速カニ檢討セラルベ
キデアリ、軍國主義的乃至極端ナル國家主義的
イデオロギーヲ助長スル目的ヲ以テ作成セラ
レタル箇所ハ削除セラルベキコト

(2) 教育アル平和的且ツ責任ヲ重ズル公民ノ養成
ヲ目指ス新科目、新教科書、新教師用参考書、
新教授用材料ハ出來得ル限り速カニ準備セラレ

現行ノモノト代ヘラルベキコト

(3) 略

二 日本文部省ハ連合軍最高司令部ノ該部局ト適
當ニ連絡シ得ルヤウナ機関ヲ設ケ且之ヲ維持スルコ
ト、而シテ連合軍側ノ要求ニ応ジ本指令各条項ニ
基イテ為サレタル実施事項ノ詳細ナル説明報告ヲ提
出スベキコト

三 略

以上G. H. Qによる三つの覚書は何れも占領後の日本
の教育管理政策当面の焦点を軍國主義的な又極端な國家
主義的イデオロギーの排除におきそれに必要な緊急措
置が構ぜられていつた訳である。従つてそうしたG. H.
Qの指令に早急に可能な措置がとれる場合も出てくるし
具體策の樹立までには問題の錯綜もあつて早急の措置の
困難な場合も出てくる訳であるが、指令の圧力は絶対的
のものであつたからG. H. Qのこうした指令に國を代表
して応えその意志を明かにしたのが、天皇の人間宣言と
しての昭和二十一年の年頭における次に示す詔書であ
り、又その詔書に應えることにより今後の文部行政の進
め方を示したものが訓令であつて、G. H. Qの覚書によ
る指摘箇所を肯定承服したものの如くであつた。

○終戦翌年頭ニ於ケル詔書(昭和二十一年
一月一日)

……略

然レドモ朕ハ爾等國民ト共ニ在リ、常ニ利害ヲ同ジ
ウシ休戚ヲ分タント欲ス。朕ト爾等國民トノ間ノ紐帶
ハ、終始相互ノ信賴ト敬愛トニ依リテ結バレ、單ナル
神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ
現御神トシ、且日本國民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民
族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空
ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ。……略

○昭和二十一年一月一日ノ詔書ニ関スル件

(昭和二十一年一月四日文部省訓令オ一號)

……略

若シ夫レ我カ國ニ於ケル純正ナル君臣ノ關係ハ、徒
ラニ架空ナル神話伝説、偏狹ナル民族優越感ニヨリテ
成ルモノニアラズ、此ノ際寧ロカカル誤レル觀念ノ一
洗コソ、万世渝ラザル君民一如ノ真姿ヲ顯現スル所以
ナルコトヲ御垂示セラレタルニ至ツテハ衷心恐懼ニ堪
ヘス、洪大ナル聖慮ニ感ジテ忠誠ヲ効サントスルノ念
愈々切ナルモノアリ……略

◇

◇

さて、G. H. Qによる教育管理の施策とともに戦後の
わが國の教育を如何なる体系で組織し、どのように進展
させるかについては、かかつて連合軍最高司令官の意図
にあるものと解せられ、これは昭和二十一年の初頭にお
ける最大の課題であつた訳であるが、連合軍最高司令

官はこの新しい教育体制建設の企画を立てるため一月の初めに教育使節団の派遣を米国防務省に要請した。陸軍省は団員の最後的人選を国務省に依頼し、その結果ジョージ・D・ストダードを団長とする二十七名の団員が選ばれ、教育使節団としてわが国に派遣されたのである。一行は三月五日六日の両日に二班に分れて東京に到着した。使節団は総会を開きその後連日の会合に日本側委員(※11)を加えて戦後の教育体制に関する基本方策の樹立に努めたのである。その間関西においても会議が催され、また実際教育の観察も行って、これらの機会において提供された多くのデータによつて、今後の教育建設についての具体的な方策が提起されることとなつたのである。特に民間情報教育局は、日本の教育を大観させるために「日本の教育」というパンフレットを用意して多くの教育資料を収集、これを各教育使節団員の便に供したのである。これらのデータによつて団員は日本の教育に関する検討を進め戦後における教育建設の具体方策を立案してこれを三月末の総会にかけて決定し、三月三十一日マツカーサー元帥に提出したのである。これが第一次米国防務使節団(※12)報告書であるがG. H. Qは四月七日これを発表するにあたり次の覚書をふして報告書の趣旨を全面的に承認し、今後の日本における教育改革はこの方針によつて実施されるべきであることを明らかにした。従つてこの報告書は形式的には単なる勧告書ではあるが、実質的には戦後のわが国の教育改革方策を樹立する上の重要な指針であるとともに千鈞の重圧を加えた訳である。

○米国防務使節団報告書にふした連合国防務(マツカーサー)の覚書(昭和二十一年四月七日渉外局発表)

使節団から余の手許に提出された報告書及び勧告は教育手段と原則の全般に亘る徹底的なものであり、その分析ならびに提示された見解は使節団のすぐれた資質と見解とを明らかにしたものである。本報告書は民主主義の伝統における高度の理想を盛つた文書であり使節団の追求した目標も同様万国に共通するものである。使節団の目標達成の一方法として学校教育及び学習方法の改善に関し日本人自身の意見を聴取した。従つて使節団の提案は日本の有識者その他の人々にとつては完全に新規であつたり、驚いたりするようなものでは殆どないと思う。

本報告書は余の総司令部に設置されている民間情報教育局が日本教育制度近代化のため日本政府を今後とも援助する上に極めて有用なものとなるであろう。また本報告書は個人的色彩の如何を問わず、すべての教育人士の討究してよいものと思う。教育の本義ならびに言語改革に関する勧告の一部はその示唆するところ極めて深淵であり、現状においては今後行わるべき長

期の研究と将来の企画に対する一つの指南書たるに止まる。日本人民によつて成就されるべき窮極の教育改革は世界平和の進展と基本的人権尊重にすべてを捧げる国家群の家族員として日本人が加わるため肝要な基礎知識を徹底的に植えつける習学の体系をもたらしめよう。教育組織が窮極においてとるべき形態はあたかも日本人民が平和を念願とし責任ある政府を樹立しようと努力する際と同じくポツダム宣言そのものに適合したものとなるであろう。教育使節団員が厚意をもつて貴重な時間をさき世界教育改善のために貢献したことに対して余は衷心より謝意を表せざるを得ない。使節団は更にその教育向上のために示した並々ならぬ貢献により全連合国の感謝をもうけている。

教育使節団が日本側より参加した委員の協力によつてまとめた報告書は、その内容を(一)日本の教育の目的と内容(二)国語の改革(三)国民学校及び中等学校の教育行政(四)授業と教員養成(五)成人教育(六)高等教育の六つの分野に分けられ、更に各分野毎に項目をたてて詳細なる報告をしている訳であるが、ここに使節団が問題としたわが国の道徳教育については(一)の日本の教育の目的と内容の所で、教育の諸目的、教科課程、教科書修身と倫理、歴史及び地理、衛生教育と体育、職業教育の諸項目をあげて居り彼此関連している訳であるが、やはり「修身と倫理」の項において詳細な論述で勧告がされているので、以下にかかげる。

ここ数年来日本の学校で教えられた修身の学科は従順な国民をつくることを目的としたものであつた。忠誠心から命令のままに行われたこの努力は非常に有力なものであることが分つたので、社会のすべての柱石的人物によつて支持されたにもかかわらず、終には手段が悪意を含んだ目的と同一視されるようになってしまつた。それで道徳に関する教科が停止せしめられたのである。しかしながら民主主義的な制度は他のどの制度とも同様、民主主義制度自身の特質に適合する倫理を、またその特質を永続させる倫理を要求する。民主主義に相応しい諸徳は教えられ得るし、またそれらは学校においても、その他の場所におけると同様、教えられなければならない。しかしながら民主主義は価値の多元論を主張するものであるから、民主主義的な目的を実現する手段そのものも多種多様である。

ある国々では、学校で教科課程に定められた只一つの学科を教えることに専ら努力を集中しそれによつて絶対不可欠な道徳的訓練をやるという如きことは企てないが、その理由の大部分はまさしく自由な社会のこの文化の多様性によるのである。教師が充分準備的教養を積み、独立独歩の気概をもち、愛から流れ出る誠実を備え、そうして又教育を個性化するに十分余裕

のあるように教師一人に対して割合に少い生徒しかあずけられていないところでは、倫理的訓練は、自分のことは自分でさせるという傾向を示している。その他には只、それぞれの教育部分たる生徒に道徳的全体の精神を吹きこむだけである。

フランス人は異つた道を進んで来た。日本の伝統は多くのものをフランスから借りている。で、両親も学生も倫理の特別な課程を期待しているように見える。それはそうとして倫理の課程を日本人が身につけているものから一優れた礼儀作法からはじめることもよからう。日本人はすくなくともその外見上の上品さでは世界的に有名である。面目をたててやるというこの上もない技巧を一笑に附するような傾向の人々があるが、これらの人々でも同じように人間らしい感情を毎日のように傷つけられることからどうしたら免れ得るかを知りたいものだとわざわざでも願うのが当然である。敬意でさえも日本では非常に顕著なことであるが、いとほしいまでに表わされると、やりすぎたるをまぬがれない。他の言葉で言うならば、万遍なくお辞儀をし給え、そうしたら諸君はそれを民主主義的な性質のものにすることになる。まことに総ての人によつて総ての人に適用され得るものであるならば、どのような形式の礼儀作法でも民主主義の道を容易なものにするであろう。我々は社会的組織の優れた原理のためということを除いては、日本人の礼儀作法を改変しようとは思わない。

民主的道徳の政治上の礼儀作法は議会の諸規則の中に、またこれらの規則を可能ならしめる実際の行為の中に見出される。そのような形式上の手順がなければ公けの会合を指導することもできず、かくてまた共通の識見をいわば蒸溜するということもできず、またそれを沈澱させて共同行為とすることもできない。これ運動家精神が多数者に少数者を尊敬させ、少数者を多数者の支配に従わせ一かくして少数者即多数者とならしめるあの運動家精神が政治の中に滲透して行く道である。ここから、男の子であろうと女の子であろうと、総ての子供たちが自分たちの増大する自由を保護するような規則を学校で教えられなければならないということがわかる。子供たちは順序正しく物事を伝える学術を訓練される必要がある。こうした訓練をあたえる一つの道は、子供たちが代るがわる議長になるような会合を子供たちに催させることである。

それだけではなく、男の子も女の子も同じように自国の憲法を知つて大きくならなければならない。というのは憲法は多数者の支配が行われる条件をなす制度であるからである。子供たちはまた他国の憲法についても多少は知つて居るべきである。子供たちは将来の

公民生活の予備的な段階として、自分たちの団体の役員を決める選挙を行うべきである。もし子供たちの模範にするものが必要であれば議会を模範としてそれに倣わせ、すべての学校に議会の縮図を作らせてもよい。

ことに、戦争の悪徳が子供たちの人格の中にしみこんでいつたように平和の美徳が子供たちの人格となるように公民的生活の傑士たちが子供たちに紹介されなければならない。公民的義烈をたたえる文学は、それが教科課程のどのような処に出て来ようとも倫理への一つの寄与となる。

民主主義的な公民は自ら進んで自分の努力をいわば共同計算にし共同資本とする覚悟をもたなければならない。そうしてこのことは只単に憲法についての、また高遠な理想についての認識を要求するばかりではなく、進んで実際政治に参与しようとする意志を要する。婦人たちは「良い」妻になるには「善良」でなければならないということ、また「賢い」母になるには「賢明」でなければならないということを理解しなければならない。善なる性質は偏狭からは生じない。また智慧は温室の植物とはちがう。智慧は広い社会的経験から又政治的实践から生れてくる。

男性も女性も、もし自由を獲得し又それを保持しようとするならば自ら進んで民主主義を実践し又手を携えて仿かななければならない。政治は一つの名誉なのであり恥辱ではない。政治的行為に対し無関心であることが恥辱なのである。なぜなら無関心は悪人が善人を支配することを許し、かくして国家全体が悪人の支配下にまきこまれてしまうことをゆるすことになるからである。投票しないということは道徳的怠慢である。またどうしたら賢明な投票を行うことができるかを研究しないことも怠慢なのである。「永遠の警戒は自由の代償である。」

これまでの所は道徳を集团的な誠実の問題として、言葉を換えて言えば、個人と社会との調和の問題として明らかにしてきたのである。だが道徳は更に又個人として完全な一つの全体でなければならないという問題一人間が自己自身に対して幸福な関係を保てなければならないという(人格的分裂を不幸とする)問題でもある。ところで人間は働く所のものであるから、このことは先ず第一に、人間が自分の仕事に対して満足すべき調和を得た関係にあるかどうかという問題を意味する。芸術家というのはその仕事のうちに完全に自己の天職を発見している個人なのである。芸術家は一方で生活の資を得ながら同時に又満足すべき人生を建設しているわけである。芸術家の個人的な労作がそのまま直ちに彼の人間としての使命であり、彼は

仕事をしているというだけで満足しその他のなにものをも要求しない。芸術家のこの幸福は職人の又熟練を積んだすべての労働者の、自分の手腕を知りまたその優れた技術をたのしむすべての労働者の到達すべき理想とされている。

労働者とその携っている仕事との間の幸福な関係の秘密を発見するという事は、労働者の労働に対する志気の秘義を発見することであり個人の人格の完成にあずかる主要要素を発見することでもある。この事実に関する定則が、進んでは道徳に関するすべての民主的教科課程の内容をも指示することにならう。それは忘れ去るには余りにも重要な問題である。どのような団体組織であつても、政治的な団体でも、産業方面の団体でも一まるで自分の性に合わない仕事をしている人々を団体の力だけで幸福にしてやるということは到底出来ない相談である。経済的な要因は重要なものである。しかしその要因は最大のものではない。幸福というものはどこにでも無条件で得られるものではない。富もそれを保証しない。富がないということも幸福であることを妨げない。一芸一能を身につけて居り、またそれを実際に活用するということが、この幸福な生活のための至上の定則である。

それ故に、一国民の注意をその国民が固有する道徳的資産に向け、そうしてその道徳的資産を教育材料として用いるようすすめたにしても僭越なことではあるまい。何かの技術を身につけているということは量り知れない貴重な道徳的財宝である。この点においては日本は堅実な資源を欠いてはいない。労働者が己が仕事の中に自己自身の表現を見出すところではどこにでも高潔な人格の完成のために引き出さるべき道義が存在しており健全な社会の倫理の教科書に取り入れらるべき実例が見出されるものである。

我々は知つている。もし日本が真に民主主義的に前進して行くならば民主的倫理が教え込まれるであろうということ。民主主義的倫理を教える方法は我々はこれを日本人の手に委ねる。もしそれが平和について教え、また民主主義の方向に向けられていさえすれば

しかしながら、もし倫理が単一のそして他の科目から切りはなされた学科として教えられるべきものであるならば、我々は次のことをすすめる。一つには真正の平等と一致するような日本人の礼儀作法をこの学科の内容として採り入れるため残して置くよう凡ゆる努力をこころみること。二つには、日常生活の間に見られる互譲の精神に具有されているすぐれた運動家精神を一そのようなごやかな関係を可能ならしむる立憲的機構をも含めて一研究し且つ比較研究によつて教えるということ。そうして三つには、日本にある多種多様

な労作は何でも又技術の実践が成しとげた精神の満足はどのようなものでも、すべて教科課程の中で称揚すること。



敗戦という冷厳なる事実のもと、G. H. Q.によつて着々とうたれていつた施策により、わが国の道徳教育は一大変革をみた。従来のわが国の道徳を基礎づけていた強固な国家的秩序の崩壊とともに国民はかつて経験したことのない敗戦国のみじめさから国民的矜持を失ひ又あらゆる面での権威の失墜がさらけ出された。更にこれらに加えて国民にせまつた未曾有の経済的物質的困窮は国民の虚脱感虚無感と相合して所謂四等国民になりさがつた態であつた。こうした一般社会のだんまつたの激動の中にあつて学校教育に強いられた徹底的変革はG. H. Q.の指令のみのよくするところであつた。道徳教育に関するものとしては既に上述の昭和二十年十二月三十一日の覚書による修身科の授業停止、昭和二十一年三月末における教育使節団報告書にみられる修身科の授業停止の施策に対する賛意と承認となつては、抜本的な革新なしには修身科の復活などは到底考えることが出来なかつた訳である。ここに新たな道徳教育の構想が必至となり、その具体化に本腰をいれざるを得ない段階に立つたのである。しかし、このことがこのときまで等閑不問にされていた訳では勿論なかつたのであつて、敗戦とともに当然そこには従来の道徳教育とは別の次元において道徳教育の問題が考えられていた訳である。

すなわち、昭和二十年十月には早くも公民教育刷新委員会(※13)が設けられ修身科を廃止して公民科を置こうという上申案がつくられていたのであつて、これがそもそも社会科設置にいたる出発点で、民主社会生活の意義を体得して、それを正しく実践するために必要な知識態度などを修得させるのを目的とする教育で国民として必要な一般的教育を考える公民教育であつた。これは諮問機関の答申案であつたが、そのうち十二月にG. H. Q.から修身等の授業停止の指令が出るに及んで、本格的にどのような内容をいかに教えるかが検討されはじめた。その後小学校用の「国のあゆみ」中学校用の「日本の歴史」などが編さんされ、この方面は一応教えられはじめたのであるが、修身道徳の方面は「公民教育」の指導書をつくらうということになり、これをまとめて昭和二十一年十月に文部省は編集発行した。これは教師用書として公民教育刷新委員会の答申をもととして編集されたもので、国民学校の四年までは公民科の授業時間を特に設けなくて各科の教授で又学校生活全体の中で公民的な生活指導をはかるということが打ち出されていた。又、生活指導は六年を通じて一貫して行うという建前で公民としての基本的な生活の仕方や態度が作り上げられている

ことが、身についた自覚的な知識が学びとられるための前提だとしたのである。こうした措置をこうむつたとき G. H. Q の示唆があり又アメリカの社会科についての情報も次第に明らかになつてきたために、その方向へ大きく傾いて社会生活に対する教科として社会科を設置しようということになつた。そして、この研究に昭和二十一年が費やされ学習指導要領社会科篇の完成をまつて昭和二十二年より実施されるはこびになつたのである

さて、この社会科はその内容として地理と歴史と曾て修身公民といわれていた内容を総合してこの教科の中で扱おうということになつたために、その内容を分析すれば地理的要素歴史的要素修身公民的要素となり学校教育における道德教育は主として修身公民的要素として社会科の中にあることとなり、今後の道德教育はこれを教科に求めれば社会科を通じて行うということが社会科という教科の発足のときに明かに打ち出されていたのである。

社会科という教科がアメリカの示唆によつたことについては、上の如くであるが、この教科設置に対する文部省の考え方は、社会科は先ず社会生活の根本的な考え方として、子供が現在の生活に関して生きた理解をもつことの出来る基本的態度として、人間の相互依存ということを取りあげ、人と他の人との関係、人間と自然環境との関係、個人と社会制度や施設との関係においてそれを捉えようとする。そしてこのような相互依存関係が理解されるためには、まず依存しあうものの独立が考えられなければならないとし、社会科はそのためみずから考えみずから行為し故に又みずから責任をとる人間を育てようとする所にねらいをおくものようであつた。しかし、この考え方—この相互依存的な考え方—に対しては、それを単純円満すぎるとし、社会科は、子供たち自身が苦しんでいる生活あるいは圧迫されている生活の中に矛盾している問題を沢山はらんでいる。それは封建的な矛盾もあるしその他の問題もある。そういう矛盾を解決させるためには、それを一応理解させ更に進んで解決させる能力を養うべきではないか。そういう意味で相互依存関係の説明も相互の対立と矛盾の解決という所までいかに限り民主主義社会を建設する能力を養うことが出来ないのではないかという説、近代社会の理解は社会関係の悪や矛盾に及ばなければならないとの説、更には、今の境遇へよりよく適応する観方で社会科をとらえてはならぬとの説など要するに現在の社会を改革していこうという点に重点をおくか現在の社会への適応に重点をおくかによつて社会科の性格把握の差異が論議をにぎやかにしたのであつて、教育の民主化という根本の方向に違いがいはなかつたが、その具体化についての考え方は、

は、いく多の差異がみられたのであつた。

ところが、この社会科が設けられて僅か三年後、昭和二十五年の初頭天野文相の発言によつて社会科と道德教育の問題が大きくとりあげられ、設置後の社会科が道德教育について力弱いものと考えられ新しい修身科の設置までが論議されるにいたつた。このことが後の道德の時間の特設に結びつく端緒となつたものである。

もともと、社会科においては過去の修身科が目ざした取扱つたような倫理教育の目標と方法を如何なる意味からも明確に斥けているが、このことは社会科が社会生活に欠くことの出来ない倫理性の培養をゆるがせにしようとしているのではなく過去の修身科の如く具体的な生活から遊離し抽象的な無制約の国家と観念的な個人とのみを対象とした不具な性格からの脱却を意味するものである。しかし、こうした倫理性はわが国においてはよい地盤をもつていないということ、かつ多彩な社会科の知的内容に追われる教師の困惑も十分に考えられること、更には大人の社会自体の道德たい廢の現象が大きく反映していることなど、いく多のフアクターの絡みあいによつて発足当時の社会科がねらつた、理性に立脚した倫理をうちたてようとする倫理性を十分に果すことができなかつたことと、併せて社会科による道德教育には限界があることを認め生活指導と相まつて、その責を果すべきものとする考え方に進んでいた時である。昭和二十五年九月二十二日才二次訪日アメリカ教育使節団(※14)による報告書においてもこの点について、

我々は日本に来てから、新教育が道德的および精神的支柱を失つているということを聞かされた。しかし、こうした見解は個人生活の一面のみを見ているからかも知れない。道德的又は精神的価値は我々の周囲のいたる所にある。我々はそれを家庭生活や学校生活の中に見出すことが出来るのである。教師は青少年の日常経験の中にそれらの価値を生かし、凡ゆる学習活動も単に知力の発達だけでなく徳性の完成に役立たすことができるのである。道德教育はただ社会科だけからくるものだと考えるのは無意味でそれは全教育課程を通じて力説されなければならない。と説いた。要は道德の問題は社会科及び広く生活全部を通じて子供達の生活の中から道德性を形成してゆくべきだとするもので考え方において相等しいものであつた。

こうした経移のうちに昭和二十五年十一月七日全国都道府県教育長協議会の席上天野文相は国民道義の低下を理由に修身教育の必要性をのべ国民道徳要綱を作成したいという意図を語つた。同日付読売紙夕刊の報道によれば談話は次のような内容のものであつた。

私はもと修身といったような教科は不必要だと考えていたが、最近各学校の実情を見るとこれが必要ではないかと考えるようになった。地方の教育者に会つていろいろ意見を聞いてみると教育関係の法令は整つてきたが、その内容がないため教育上支障をきたすという声が多い。そこで教育の基礎として口先で唱えるものでなく、みんなが心から守れる修身を道徳要綱といった形で作りたい。これを教育勅語の代りにして民主主義社会に必要な道徳復興をはかりたい。

この文相発言に対する賛否は論議がふつとうしたが大勢を制した反対論の主張は、社会科はその中に不可分の要素として道徳教育を内含している。道徳教育は社会科をはじめ全教科および生活の全般に浸透したものでなければならないというにあつた。

しかし、この天野構想は捨てきれず同年十一月に教育課程審議会に対して道徳教育の科目の特設についての正式諮問となつた。諮問をうけた審議会の動きを十一月三十日付の朝日紙は次の如く報道した。

審議会では去る十六日天野文相の出席を求めて天野構想を中心に予備的打合せを行つたが「修身」を「社会」からきりはなして道徳教育専門の特別の教科をつくりたいという文相の意見に対しては委員の間に反対が多く教師の自覚を促すようなハンドブックを作る程度でいい、修身だけを切りはなすと従来のような弊害が出てくる、という見解から社会科の中に含めて取扱うべきだという意見が強かつた。また、文教審議会あたりも大体同様の意見なので現在のところ文相の考える修身復活の線は薄いが三十日の審議会では問題を白紙にもどし前記三つの方法につき是非が検討される予定である。議題にとりあげられる三つの方法は、

(1) 道徳教育のための特別教科を設ける場合これは天野文相が強く要望する線で文相は、「社会科の実状をみると社会科は歴史地理など雑然と扱つていて生徒の品性を高めるような重点的なものかはずきりしない。そこで従来の修身を否定してでてきた社会科を媒介として出てくる新しい意味の教科をおき社会科を発展させて道徳教育を行いたいというもので、つまり社会科の中から歴史とか地理を切りはなして社会科を道徳教育の科目に発展させるという考え方である。

(2) 社会科の中で取扱う場合

現在通り社会科の中で取扱うが地理、歴史と並行して道徳教育的な面を一段と強化し特別教育活動や社会科以外の学習活動とともに児童生徒の生活を通じて行わうというもの(3)学校全体計画の中で行う場合校長が道徳教育の責任者として中心になり、また徳育計画の主任教官をおいてあらゆる学

科、生活指導を通して積極的に道徳教育を行おうというもので教師には道徳教育のハンドブックをつくつて具体的な方法を示し、また生徒のためには精神修養にはこんな本を読んだらいいというリストを作成する。

以上の諸点について審議を重ねたが、昭和二十六年一月四日審議会は文相の強い道徳の科目特設の希望にもかかわらず、そのような科目を設けることは好ましくないと特設反対を答申したのである。しかるに同年九月に文相は講和条約批准の日を期して教育勅語に代るべき道徳要項すなわち国民実践要項を公にしたいとのべ、また同年十月参議院で国民の道徳的中心は天皇にあると言明して物議をかました。内容は別としても現役の文部大臣がこういうものを公表することに対する非難が強かつたので結局この計画はひつこめられた(※15)この天野文相は道徳教育に非常に熱心であつたが、いわゆる学者文相の最後の人で次代の岡野文相以後はすべて党人文相となり党の文教政策を文部行政に反映させることに努力し代々の文相が道徳教育の振興策はかかつて道徳教育のための独立教科を設けることにあるという点において一貫して進んで来たことは先にかかげた歴代文相とその関連事項の一覧表によりうかがい知ることが出来よう。特に、天野文相のあとをうけた党人岡野文相は就任早々地歴の独立と修身科復活を言明して強硬にその実施をせまつたが文部省部内の正論にあい、昭和二十七年十二月に社会科改善特に歴史地理道徳教育について教育課程審議会に諮問をするにいたつた。このことにつき同年十二月二十日の朝日紙夕刊は次の如く報導した。

政府が新政策の一つとしてかかげた修身の復活(※16)地理歴史の充実について対策をたてるため文部省では十九日教育課程審議会を開き、審議会の意見を答申するよう岡野文相から諮問した。道徳教育の振興については天野文相時代に修身復活の是非などがさわがれたが、その際教育課程審議会が「道徳教育の基本方針」として、

- (1) 修身は単独の教科としては設けない。
- (2) 道徳教育は社会科を中心に全教科で行う。
- (3) 教師のための手引書をつくつて道徳教育の方向を明かにする。

などをきめ昨年二月すでに天野文相に答申した。その後自由党から道徳教育の振興策が再びとりあげられ戦後新しく生れた「社会科」のあり方も問題になつてきたので、審議会の委員が新しくなつたのを機会に再びこの問題についての意図をきくことになつたもの。文部省事務局もまだ腹案をきめておらず、すべてを白紙で審議会の検討にまかせることになつている。十九日の審議会では、新正副会長に野村武衛(東京学芸大

教授)、三木安正(東大教育学部助教授)の両氏を選んだほか道徳教育は初等中等の教育分科審議会で担当することを決め一月中頃才一回の会合を開いて三月中に結論を出す予定で、実施は早くても昭和二十九年の四月になると文部省ではいつている。

この岡野文相による社会科改善方策についての諮問は次の大達文相の二十八年八月にいたつて審議会の答申となつたが、それについて八月七日の朝日紙夕刊は次の如く報道した。

社会科の改善については教育課程審議会で去る三・四の両日総会を開いて答申案を審議したが、東大教育学部教授の勝田守一委員などから原案に対して強い反対論が出て修正が行われたので審議会では修正点を整理した上、七日大達文相へ答申を行つた。文部省では審議会から出された‘社会科改善特に道徳教育、地理歴史教育について’の答申にもとずき初等中等教育局で直ちに具体的方策の大綱をまとめて八月二十五日から三日間開かれる都道府県教育委員会指導部課長会議で内容を発表しその趣旨徹底について協議する。一方この大綱にもとずいて学習指導要領社会科篇の改訂に着手するが、この改訂には教材等調査研究会の中に‘社会科学学習指導要領編集委員会’を設け、学者教員有識者など十五名を委員にして来年三月末までに改訂を行う予定だが、教科書編集の関係もあるので改訂の内容は審議と並行して中間発表を行う。このため昭和三十年使用の教科書から‘新しい社会科’がお目見えする予定なので改訂社会科が実際に学校で教えられるのは明後年の四月からとなる。なお答申の内容中修正された主な点は次の通り

- 1 道徳教育につき原案では社会科の改善に当つて力を注ぐべき面の一つは‘道徳教育の徹底である’となつていたのが答申では‘基本的人権の尊重を中心とする民主的道徳の育成である’と民主的道徳の内容が加えられたこと
- 2 小学校の地歴教育で‘上学年の地理や歴史’についても、もう少し系統立つた(地誌的および年代的)知識や理解が身につくようとなり括弧中が削られてヒモつきでなくなつた点
- 3 中学校の地歴教育の原案では‘社会科地理’、‘社会科歴史’という名称がつけられ社会科がタテ割になるように見られていたのが削られたこと
- 4 付記の項で社会科の学習効果が上らないのは教師だけの責任のようになっていたのが、新たに‘教育施設や設備が不完全であることも原因になつている’という点を加えられたこと

などで、その他は大體辞句修正にとどまつた。岡野文相の就任早々における言明や意図からすれば、社会科はす

で改善でなく解体の危機にあつたようである。そこでこの危機を感じた民間の教育団体によつて、社会科問題協議会が作られたのであるが、これは教育課程審議会の答申の内容が種々臆測を呼んだ二十八年七月のことであつた。この協議会の活動により審議会の原案は大巾の修正をみて八月七日の答申となり岡野構想は天野構想のあとを追つたが空しく破れ道徳教育のための独立教科は設置せず社会科の内に道徳的要素を強化することを打ち出した。そしてこの方針によつて作られたのが昭和三十年の改訂社会科指導要領であつた。ところがこの答申の中の一節に‘社会科の改善にあつて力を注ぐべき面の一つは基本的人権の尊重を中心とする民主道徳の育成である’という言葉に対して、この答申の提出された翌日中央教育審議会は文相に意見を具申し、答申中にある‘基本的人権の尊重を中心とする民主道徳’というのは民主的道徳の中心は人格の尊重ひいては社会公共への奉仕にあるという意味に理解すべきであるから、これが実施に当つてはその趣旨にそい遺漏のないように努める必要があるとした。文部省発表の‘社会科の改善についての方策’には基本的人権という語はなく‘社会公共のためにつくすべき個人の立場や役割の強調がこれに代つており改訂の昭和三十年の学習指導要領も教課審でなく中教審の意見を尊重している。さて、この社会科学学習指導要領の改訂について、昭和三十年二月十一日に安藤文相はその内容を発表するとともに、この改訂を四月から実施するよう要望したが、同月十二日付朝日紙は、文相‘天皇のあり方を強調したいと語る’として次の如く報道した。

政治、経済、社会等の問題については新しく日本国憲法における天皇の地位を明らかにすることや国民の祝日についての認識を深めること世界的視野にたつ国民的自覚を促すこと国民平和への努力の大切なことなどに特に留意した。なお天皇については文相は天皇制の復活などという意味ではなく、国民と親しめる人間天皇の意義とか存在を明らかにすることにねらいがあるといつている。

この安藤文相の次の松村文相また道義論を強調したが、更に清瀬文相の就任したとき昭和三十年十一月は保守合同が成立して保守政党はゆるぎのない絶対多数を議会に確保して永久政権の態勢をかためたのであつた。そしてその政策には、学校教育の刷新、祖国愛の涵養と国民道義の確立をうたつた。特に社会科については今の‘社会科’は‘社会改造科’にほかならず、人間の精神や道徳を無視していると非難して道徳教育の強化を一段と高調した。従つて、昭和三十年年度の改訂社会科学学習指導要領のうけとり方も極めて不満足なものであつた。そこで、道徳の時間特設の問題が昭和二十五年・二十七年と再

度の諮問がおこなわれ、その度に否定的答申がなされてきたにもかかわらず、三十一年三月十五日の教育課程審議会（会長東京学芸大学長木下一雄）の総会で道徳教育を主眼に小中学校の教育課程をどう改善すべきかについてのくりかえし諮問となった。又、この年の十月に文部省は全国校長研究協議会を開いたが、文相はその席上で当面の重要な問題として教育の政治的中立、教育環境の改善、教育行政における秩序の確立をあげ併せて道徳教育の強化を力説して、‘教育の使命は人格の完成’が第一でありこの際道義心の養成をはかることが極めて大切である。また日本民族が地上に国を成している以上、国家的観念を否定するに近い議論は正当でない。児童生徒の経験と生活に織込まれた指導により正しい日本人としての理想的人間像に接近せしめるよう努力すべきであると説いた。

さて、道徳の時間特設を主眼にした小中学校の教育課程の改善につき清瀬文相による諮問をうけた教課審の動きは文相の意図とまた相反して大勢は否定的であつたと言われるが、答申にいたらぬうちに三十二年二月となつて委員の任期が満了となつてしまった。そこで文部省は委員の顔触れを大巾にかえてこの新しい審議会に対して三十二年九月に松永文相は道徳教育を強化するためには道徳指導のための時間を特設する必要があるのではないかという諮問をまた出したのである。もつとも、この諮問にさきだつて一ヶ月前の八月に文相は独立教科として新しい修身科をおきたいということを言明して居つた訳であつて、この間の事情については八月六日の朝日紙により次の如く報道された。

政府、自民党の間には、今度の新文教政策の立案により革新勢力の考え方と対決する意味で、従来保守党内閣が唱えていた‘道徳教育の強化’を改めて強く主張しようという意見が多く既に作成された自民党文教制度特別委員会や文部省の新文教政策案のなかにも‘愛国心の養成’とか‘民族意識の高揚’等を中心とする‘道徳教育の強化’が最重点として盛り込まれている。松永文相としては最初慎重な態度をとつていたがその後

- 1 自民党側から社会党、日教組など革新勢力との対立をまねいてもこの際保守党内閣として、はつきりした態度を示すべきだとの意見がおこつてきたこと
- 2 文部省事務当局としても、今のように社会科のなかとか全教科のなかで総合的な道徳教育を行うという形は実際には効果があがりにくいとの意見をもつていること

などが明らかになつたため、文相としても独立教科の設置という考えに傾いた訳である。この独立した道徳教科の設置はかつて天野文相が国民道義の低下を理由と

して修身科の復活を唱えて以来歴代保守党内閣の文教政策の根幹をなすものであり文部行政の本流をなしてきたもので、これに対して社会党、日教組などは、これを逆コースだとして絶えず反対してきた。最近の日教組などでもこれに対する対策の必要を認めているので保守、革新両勢力の間でやかましい論争のことになるものとみられる。

尚、松永文相の指示に基く文部省のこの問題に関する考え方は凡そ次の通り

- 1 小中学校に道義に関する独立教科を新設する。
その名前は未定
- 2 このための教科書は昭和三十六年にならなければ用意できないので、とりあえず来年度からは例えば通達などの方法により指導方針を示し独立の時間を設けて実施させる
- 3 教科の内容については九月はじめに再開される予定の教育課程審議会にはかつて本年中にその結論を得た上指導要領の編集をいそぐ

この松永文相の独立した新しい道徳教科設置の意図とそれに対する文部省のもつ構想とは上述の如く同年九月に正式に教課審への諮問となり併せて内務初等中等教育局長より文部省案（※17）の説明をみたが、このことについては九月十四日付朝日紙により次の如き報道がなされた。

この日の会議は松永文相の挨拶に続いて互選により会長日高才四郎氏（国際キリスト教大学教授）、副会長村上俊亮氏（東京学芸大学長）を選出し、このあと同省初中局長から改訂について文部省の考え方を次の通り説明した。現在の道徳教育は社会科を中心に全教科で行つている。しかし、全科目で実施していると目的がぼける上今の社会科には基本的な生活習慣や内面的な道徳的心情の育成に欠ける所がある。このため道徳教育の徹底をはかるには小中学校とも道徳教育を行う特別な時間を設け全学年で指導する必要がある。この際文部省は道徳教育に積極的な処置をとりたい。

さて、旧委員と大巾に交替した新教育課程審議会は三十二年九月十四日に初会合をもつたがそれからわずか二ヶ月後の十一月九日には道徳の時間特設という重大方針を決定した。これについて十一月十日付朝日紙は‘道徳教育に特設時間’として次の報道を行つた。

小中学校の新しい教育内容を検討している文部省の教育課程審議会は九日初等中等両分科会を開き道徳教育のために特設時間をつくるとの結論を出した。その結論では

- 1 小中学校とも週最低一時間の道徳教育の時間を設け必修とする
- 2 この時間は教科として扱わない。算数などの他

教科のような成績点数はつけない。

3 教師用の‘手びき’を作るが子供向けの教科書は作らない

4 読物、新聞、テレビ、ラジオを使い日常生活や社会的の出来事を教材として使う

といった基本線が決められた。同省ではこの要項をもとに教材等調査研究会で何を教えるかの細かい内容と指導要領、手びきをまとめ来春新学期から実施していくといっている。審議会の結論のあらまし次の通り

指導目標は

- 1 日常生活の‘しつけ’をよく理解させ身につけさせるように導く
- 2 個性をのびし生活の心構えをしつかりさせる
- 3 個人としての道徳心を高め善悪を判断する能力を養う
- 4 国家社会の一員として必要な公衆道徳などを身につけさせる

ことに重点をおく。この目標を達成させるための指導方法として次のような教育を行う。

- 日常生活上の問題の利用
- 読物の利用
- 教師の説話
- 社会的な出来事の利用
- 視聴覚教材の利用
- 実践活動
- 研究作業

尚この後、三十二年十二月教育課程審議会の日高会長は‘道徳教育’の基本的方針は教育基本法の本質によると談話を発表した。十二月八日付朝日紙夕刊はそれを次の如く報道した。

文部省の教育課程審議会は中等部会で道徳教育の基本方針を再検討していたが七日の会議で振り出しに戻り人間尊重の精神と共同体の倫理を定めている教育基本法を基準にして新しい道徳教育の内容を作ることに話がまとまった。既報の文部省が作った基本方針と‘親切’、‘恩恵’などの徳目（道徳教育の課目）をたてて教えるという試案について、委員から‘参考資料にすぎないし、うのみにも出来ない。勿論責任ももてない’。と反対意見が出た。このため道徳教育の指導原理について審議をむし返し、結局教育基本法の考え方をもとにすることに決めた。

かくて、この基本方針による具体案作成のため同年十二月に教材等調査研究会に道徳小委員会（※18）が設置されこの委員会によつて細案の作成がいそがれたが翌三十三年三月に同委員会は結論に達したので、これを審議会に報告、審議会は道徳教育の時間特設を中核とした小中学校教育課程の改訂を答申したのであるが、三十

三年三月十五日付朝日紙夕刊は‘義務教育の改訂内容答申’として次の如く報道した。小中学校の教育内容を再検討していた文部省の教育課程審議会（会長日高才四郎元文部次官）は十五日同省で総会を開き義務教育の内容を全面的に改める答申をまとめ松永文相に提出した。今度の改訂のねらいは、

- 1 道徳教育の時間を特設する
- 2 数学国語科を中心とする基礎学力の充実
- 3 地理歴史教育の強化にともなつて社会科の内容を再編成する
- 4 中学三年生では進学組と就職組に分けて教育する
- 5 最低の授業時間数を国家基準として決め全国小中学校の統一をはかる

などである。新教育は小学校では三十六年度中学校は三十七年度の各新学期から（ただし道徳教育は今年の四月から）実施される。現在の教育課程は二十六年度に改訂されて以来のもので、小学校は十年ぶり中学校は十一年ぶりに、それぞれ教育の大転換が行われるわけである。



文部省の道徳教育の特設はこの審議会の答申を最終段階として完了したので文部省は三十三年三月に教師用手引として道徳小委員会でもとめた指導内容（道徳実施要綱）を通達するとともに道徳連絡協議会を開いて全国教委指導主事に内容を説明、同年八月灘尾文相の時、学校教育法施行規則の一部を改正、道徳の時間特設を義務づけ併せて学習指導要領道徳篇を官報に告示した。そしてこれが徹底を期するために同年九月に東京、仙台、奈良別府等において‘道徳教育講習会’を開催したが終始この問題に抵抗しきたつた日教組を主軸とする革新勢力によつて烈しい妨害にあい各地ともその開催にあたつて苦肉の策を用いざるを得なかつたわけである。東京での開催の模様を三十三年九月六日付朝日紙夕刊は、

小中学校の道徳教育は二学期から義務制になつたので文部省はその内容を説明する‘道徳教育指導者講習会’を六日午前九時十分から上野の国立博物館で開いたが、これをボイコットしようという日教組らのピケ隊と陰悪な空気が続いた。文部省ははじめ東京大塚のお茶の水女子大学を会場に当てる計画だつたがこの朝同大学前に日教組、総評、全学連のピケ隊五百人を動員、出席者の入場阻止の態勢をとつたので、急に国立博物館に会場を移した。日教組側もこの情報を同朝キヤッチし少しおくれて国立博物館前にも数百人がピケを張り氣勢をあげた。一方文部省は日教組の作戦の裏をかいて、この朝七時すぎ出席者を虎の門の文部省中庭に集合させ大型バス六台で会場に無事送り込んだ。警視庁も予備隊約千人を動員してピケ隊にとらみあつた。日教組は今日か

ら五日間の会期中ブツ通しでボイコトを続けるとい
つていたので文部省と日教組の攻防戦はまだ続く見込
である。
と報道し翌九月七日にも‘会場あくまで秘密、共闘側は
機動力を強化、今日も混乱か’の記事をかかげた。

◇ ◇
文部行政推進の上に重くのしかかっていた‘道徳の時
間特設’の決定は、まさに歴史的な決定であつた。天野
文相以来岡野、大達、安藤、松村、清瀬、灘尾、松永等
歴代の文相のたゆまぬ努力はかかつてこれを目指したも
のであつたからである。

※1 昭33. 8.28文部令25

※2 小学校は昭和36年度より全部改正条文による、中学校は37年度より全部改正条文によることとなるが36年度は
才53条、才54条とも尚いきている訳である

※3 才24条と才53条とをさす

※4 教育刷新委員会の委員は次の三十八名であつた〔委員長は文部大臣、副委員長は文部次官〕

鳥 養 利三郎(京 大 総 長)	柿 沼 晃 作(東 大 病 院 長)	上 野 直 昭(東京美術学校長)
南 原 繁(東 大 総 長)	関 口 理 吉(東 大 教 授)	木 下 一 雄(東京才一師範学校長)
小 宮 豊 隆(東京音楽学校長)	務 台 理 作(東京文理科大学長)	大 谷 武 一(東京体育専門学校長)
戸 田 貞 三(東大文学部長)	落 合 太 郎(京大文学部長)	戸 幡 太 郎(教育研究所長)
天 野 貞 祐(一 高 校 長)	高 橋 隆 道(東京農林専門学校長)	芦 田 均(衆議院議員)
竹 下 豊 次(貴族院議員)	川 本 宇之助(東京聾啞学校長)	菊 地 竜 蔵(東京都立一中校長)
森 戸 辰 男(衆議院議員)	安 倍 能 成	大 島 正 徳
倉 橋 惣 三(東京女高師教授)	安 藤 正 次	田 島 道 治(大日本育英会長)
矢 野 貫 城(明治学院長)	羽 溪 了 諦	名 倉 愛 吉(国民学校長)
佐 野 利 器(東大名誉教授)	渡 辺 鎮 蔵	有 賀 三 二(青年学校長)
山 極 武 利(国民学校長)	星 野 ア イ(津田塾専門学校長)	高 橋 誠一郎(慶大総長代理)
上 山 栄 治(青年学校長)	河 井 道(恵泉女子専門学校長)	島 田 孝 一(早 大 総 長)
関 口 泰	田 川 圭太郎	

※5 昭23, 5, 26 (朝日紙)

衆参両院の文教委員会では教育勅語の取扱いについて検討中であつたが二十四日の衆院同委員会で教育勅語は
憲法才九十八条に反するものとしてその失効を再確認し各学校に保管されている勅語を至急回収するように政
府に申入れを行うことに決めた参議院では田中委員長に一任となつていたのでこれと同調する模様である。
教育勅語については昭和二十一年三月の学校規則改正によつて奉読の廃止をまた同年十月には文部次官からそ
の取扱いを神格化しないように通達してある。その後教育基本法の制定によつて新憲法下の教育の基準を示し
たが教育勅語との関連が明確にされず極めてあいまいに取扱われてきたので、その点に対し国会から注意を喚
起することになつたものである。尚教育勅語の廃止後にこれに代る教育憲章を作るかどうかについては各党の
意見がまちまちで民間の学識経験者を加えて今後の検討にまつこととなつた。(備考) 憲法才九十八条この憲
法は国の最高法規であつてこの条規に反する法律、命令、詔勅および国務に関する他の行為の全部または一部
はその効力を発しない。

※6 昭23, 6, 15 (朝日紙)

教育勅語その他教育に関する諸詔勅の取扱いについて衆参両院の文教委員会ではそれぞれ検討中であつたが教
育基本法の施行によつて新憲法下の教育理念が明示され教育勅語がすでに失効しているにもかかわらず、まだ
一部に有効であるかのように思われている疑いがあるので、この際両院では、これが廃除に関する決議案を發
表し、教育勅語、軍人に賜りたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜りたる勅語などの失効を内外に宣明すると
ともに現在各学校に保有されている一切の詔勅の謄本を回収させることになつた。両院では右決議案を各派共
同提案として近く本会議に上程する。衆議院の決議案次の通り

△教育勅語など廃除に関する決議案

民主平和国家として世界史的建設途上にあるわが国の現実はその精神内容においてまだ決定的な民主化を確認
するを得ないのは遺憾である。これが徹底は唯一に教育基本法にのつとり教育の革新と振興とをはかるにある
。しかるにすでに過去の文書となつていく教育勅語ならびに陸海軍人に賜りたる勅諭その他の教育に関する諸
詔勅が今日も尚国民道徳の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解されるのは従来の行政上の措置

が不十分であつたがためである。思うにこれらの詔勅の根本理念が主権在君ならびに神話的国体観に基づいている事実は明かに基本的人権をそこない国際信義に対し疑義なしとしない、かくの如きは憲法第九十八条に添わないから衆議院は院議をもつてこれらの詔勅を廃除しその指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府はただちにこれら詔勅の謄本を回収し廃除の措置を完了すべきである右決議する

※7 昭25. 10, 18 (朝日紙)

文部省では吉田首相が去る二日発表した文教政策の中に教育による愛国心の復興を要望しているの、その線にそつて学生、生徒の愛国心を高揚するため国民の祝日、行事に学校で国旗の掲揚や君が代のせい唱を行うよう要望することになり十七日次のような天野文相談を全国の教育委員会ならびに大学に通達した

文化の日その他国民の祝日はよりよき社会より豊かな生活をきずきあげるために国民挙つて祝い感謝し又は記念する日として国民自ら定めた日である。したがつて各学校では学生、生徒、児童に対し、祝日の意義を徹底させ進んで国家及び社会の形成者としての自覚を深くさせることは極めて必要である。このために各学校では訓話、講演会、学芸会、運動会などを開く際国旗を掲揚し国歌をせい唱することもまた望ましいことと考える、また各官庁、各家庭でもぜひともこれらの祝日には国旗を掲揚されるようお勧めする。

※8 文中の、点は筆者がつけたもの、以下他の箇所にある場合も皆同じ

※9 昭和二十一年

※10 国民学校令等各種の学校令は昭和22年3月31日法26号学校教育法の公布とともに廃止※11教育使節団を迎えての日本側の委員会：オ一次米教育使節団に協力するため昭和二十一年一月九日付の日本政府宛覚書「日本教育家の委員会に関する件」によつて組織された委員会で同覚書により「将来必要と考えられる実業界および職能界から選ばれる委員を加えて、日本教育の革新について文部省に建議すべき常任委員会」となつていたので、昭和二十一年八月十日の官制の公布によつて教育刷新委員会（二十四年に教育刷新審議会と改称）として登場した。そのメンバーについては※4をみよ

※12 オ二次米教育使節団は昭和二十五年八月二十七日に来日

※13 公民教育刷新委員会の主なる顔ぶれは戸田貞三、和辻哲郎、大河内一男、田中二郎、稲田正次、宗像誠也、勝田守一等の諸氏で勝田氏が幹事役をつとめた

※14 団長ウィラード＝E＝キヴンス以下五人の教育使節団員は昭和二十一年のオ一次教育使節団の任務に従事した人たちである。マツカーサー元帥の招請によつて再び来日、約一ヶ月滞在して五年前に彼等が提出した勧告事項の進行と成果とを研究して九月二十二日にその報告書を提出した

※15 この国民道徳実践要項は昭和二十八年にいたつて文相の地位を退いた天野氏によつて公刊された

※16 昭和二十七年八月三十日自由党は十大政綱を決定したがその中に社会教育及び学校教育を通じ国民道義の高揚をはかる、日本歴史、地理、修身、国語教育を充実するなどがあげられた。

※17 昭和三十一年以来道徳教育の内容を如何にすべきかという問題について文部省部内において具体的な検討がなされていたのであつて、その結果を三十二年秋の教課審で説明したのである。尚この案は教材等調査研究会、道徳小委員会にも研究資料として提出した

※18 道徳教育小委員会の委員は次の通り（中学校関係）

安藤 堯 雄（東京教育大教授）	勝 部 真 長（お茶の水女子大助教授）
井 坂 行 男（東京教育大助教授）	串 田 孫 一（東京外国語大助教授）
石 毛 敏 治（千葉県野田市立一中校長）	黒 沢 勝 治（埼玉県教委埼玉葛教育事務所長）
宇留田 敬 一（東京都教育庁指導主事）	小 泉 作 三（横浜市立平楽中校長）
岡 野 直（東京都足立区立足立三中校長）	酒 井 俊 郎（東京都立立川高校教諭）
大 島 康 正（東京教育大教授）	沢 田 慶 輔（東京大学教授）
高 橋 亨（浦和オ一女子高校教諭）	野 間 忠 雄（東京都立教育研究所長）
高 橋 政 芳（川口市立西中校長）	日 向 熙（埼玉県春日部市立春日部中校長）
淡 野 安太郎（東京大学教授）	堀 秀 彦（東洋大学教授）

○文 献

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1 学制八十年史（文部省） | 1 シンポジウム道徳教育（福村書店） |
| 1 教育研究事典（金子書房） | 1 朝日新聞・文部時報・教育年鑑等 |
| 1 合衆国教育使節団報告書（国民教育社） | |